

広島県告示第三百四十五号

私立学校振興助成法施行規則（令和六年文部科学省令第二十九号）第二条第四号の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則第二条第四号に掲げる所轄庁が定める書類を次のとおり定める。

令和七年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

知事を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則第二条第四号に掲げる所轄庁が定める書類は、人件費支出内訳表が同令第五条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査報告とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和七年四月一日から施行し、令和七年度に係る書類の提出から適用する。（知事を所轄庁とする学校法人が知事に届け出る財務計算に関する書類に添付する監査報告書に係る監査事項を指定する等の件の廃止）
- 2 平成二十八年広島県告示第百八十九号（私立学校振興助成法の規定に基づく監査事項の指定）は、廃止する。
（知事を所轄庁とする学校法人が知事に届け出る財務計算に関する書類に添付する監査報告書に係る監査事項を指定する等の件の廃止に伴う経過措置）
- 3 令和六年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書については、なお従前の例による。